

だい き さかいししょうがい ふ く し けいかく  
第6期堺市障害福祉計画

だい き さかいししょうがい じ ふ く し けいかく  
第2期堺市障害児福祉計画

がいようばん  
わかりやすい概要版

# もくじ

1	<small>けいかく</small> この計画について	1
2	<small>けいかく かんが かた</small> この計画の考え方	2
3	<small>しょうがいしゃ ふくし とりく</small> 障害者の福祉で取組むこと	5
4	<small>しょうがいじ ふくし とりく</small> 障害児の福祉で取組むこと	9
5	<small>けいかく すす かた</small> この計画の進め方	11

# 1 この計画について

- ◆わたしたちの国では、これまで、障害のある人もない人もともに暮らし、活動できる社会をめざして、いろいろな取り組みが進められてきました。国連で、障害者の権利を守るための「障害者の権利に関する条約」という取り決めがされ、日本でも、その取り決めを守ることになりました。そのため、いろいろな法律やしくみがつくられて、障害者、障害児の暮らしを支えるための福祉のサービスが充実されてきました。
- ◆障害者、障害児が、地域で安心して生活できるためには、暮らしを支える福祉のサービスを利用できることが大切です。堺市では、これまで、福祉のサービスが充実するように取り組みをしてきましたが、障害の重い人が増えていることや、高齢の障害者の増えていることなどもあり、サービスをもっと充実させることが必要になっています。また、必要なサービスを使えるように、サービスの量を増やしたり、サービスの質をよくしていくことも大切です。
- ◆こうしたことから、障害者、障害児が地域で安心して生活できるための目標を決めて、福祉のサービスが、これからどれぐらい必要になるかを考え、サービスの充実をめざす計画として、この計画をつくりました。
- ◆法律では、障害者の福祉の計画と、障害児の福祉の計画を、それぞれつくることになっています。堺市では、2つの計画を一緒に、ひとつの形にまとめてつくりました。
- ◆この計画は、堺市で障害者、障害児のサービスをよりよくしていくために、令和3年度から令和5年度の3年間に取り組むことをまとめたものです。

## 2 この計画の考え方

- この計画のいちばんもとになる考え方は、

障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと  
生き活きと輝いて暮らせる社会の実現

ということばで表しています。

この意味ですが、

「障害者が住み慣れた地域で、主体的に」暮らすことのできる社会とは、すべての障害者が、その生活や人生を大切にされて、いろいろなサービスなどを使いながら、地域の中で、自分の力で自分らしく生活を送ることができることを表しています。

「共生、協働のもと」で暮らすことのできる社会とは、みんなが障害に対して正しく理解して、障害のある人もない人も、地域の中で一緒に、あたり前に生活できること、また、そうした地域をみんなでつくることを表しています。

「生き活きと輝いて暮らせる」社会とは、すべての障害者が、地域の中で安心して暮らし、それぞれ自分らしく個性や能力を活かし、生きがいをもって活動できることを表しています。

- このような社会をつくっていくために、次の3つの考えを大切にしながら、取り組みを進めていきます。

## 障害者の人権、自己決定権を大切にします

- ◆人権とは、人間だれもが持っている大切な権利であり、障害者への差別は、重大な人権侵害の行為です。堺市では、障害者差別のない社会をつくっていきます。また、自分のことは自分で決めるという意味の自己決定権も大切な権利であり、こうした障害者の権利を大切にしながら取り組みを進めます。

## 障害者の年齢や障害の状態などに心づかいの行きとどいた支援をします

- ◆それぞれの障害者の年齢や、障害の状態などに心を配り、一人ひとりに寄り添って支援をします。障害者に関わるいろいろな人が協力して、その人のための支援を考えながら取り組みを進めます。

## 障害者の生活を妨げるいろいろな社会の壁を取り除きます

- ◆社会には、障害者の生活を妨げる、いろいろな壁（生活をじゃまするものや考え方など）があります。障害者が社会で活動したり、安心した生活を送ることができるように、「合理的配慮」（みんなが、さまざまな障害に、行きとどいた心づかいをすること）をめざした取り組みを進めます。

- この計画では、こうした考え方をもとにして、障害者の権利を大切にしながら、だれもが地域の中で安心して生活できるように、次のような方向で福祉のサービスの充実を進めていきます。

- 障害者が必要なサービスを使うための計画をつくったり、相談を受けたりするしくみを充実します。

- 施設や病院から出て地域で生活する障害者や、企業などで働く障害者を増やします。

- 障害者が地域で安心して生活できるように支えるしくみを充実します。

- 障害者のいろいろな思いを受けとめて、質のよいサービスが使えるようにしくみを充実します。

- 医療の必要な障害者が必要なサービスを使うことができるように、しくみや人の育成を充実します。

- 精神障害の人が地域で安心して生活できるしくみづくりを進めます。

- 発達障害の人が安心して生活できるように支えます。

- 障害児が通って、発達の手助けを受けるサービスなどを、地域で安心して生活できるように支えるしくみを充実します。

- 障害者の生活を手助けするサービスをおこなう人を育て、増やします。

- 障害者が事業所に通って手助けを受けたり、働いたり、いろいろな活動ができるしくみを充実します。また、みんなが障害に対して正しく理解して、差別や虐待のないように働きかけていきます。

- 障害者が災害や感染症の場合も、困らないように支えるしくみを充実します。

# しょうがいしゃ ふくし とりく

## 3 障害者の福祉で取組むこと

### けいかく もくひょう ① 計画の目標

この計画では、令和5年度が終わるまでに、次のことができるように取組みます。

#### しせつ で ちいき せいかつ しょうがいしゃ ふ 施設から出て地域で生活する障害者を増やします

- ◆施設から出て地域で生活する障害者を増やして、27人にします。
- ◆施設から出て地域で生活する障害者を増やすことで、施設に入っている障害者を8人減らします。

#### せいしんしょうがい ひと ちいき あんしん せいかつ すす 精神障害の人が地域で安心して生活できるしくみづくりを進めます

- ◆精神障害の人が地域で安心して生活できるしくみづくりを進めるため、関係する人が集まって話し合う場をつくりまします。
- ◆精神科の病院に1年以上入院している人の数を減らして、852人にします。
- ◆精神科の病院に入院して、3か月までに退院する人を69%以上にします。
- ◆精神科の病院に入院して、6か月までに退院する人を86%以上にします。
- ◆精神科の病院に入院して、1年までに退院する人を92%以上にします。
- ◆精神科の病院から退院してから1年以内の、地域での生活日数を316日以上にします。

#### ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび 地域生活支援拠点等を整備します

- ◆障害者が地域で安心して生活できるように、堺市では、障害者の地域での生活を支えるための中心になるところを平成29年4月につくりました。（これを、「地域生活支援拠点等」といいます。）年に1回以上、サービスなどのしくみができているかを確認します。

## 企業などに就職する障害者を増やします

- ◆企業などに就職する障害者を増やして、239人にします。
- ◆障害者の就職を手助けする「就労移行支援サービス」を利用する人を増やして、160人にします。
- ◆就労移行支援サービスを利用する人のうち、就労継続支援A型の利用者を40人、就労継続支援B型の利用者を32人にします。
- ◆就労移行支援サービスを利用する人のうち、企業などに就職したあと、仕事を辞めずに働く手助けをする就労定着支援サービスを利用する人を7割にします。
- ◆企業などに就職した障害者が、仕事を辞めずに1年以上同じ職場で働いている割合が8割以上の事業所を増やして、全体の7割以上にします。

## 工賃を上げます

- ◆障害者が働く就労継続支援B型の事業所の工賃を上げて、平均で17,443円にします。

## 障害者が必要なサービスを使うための計画をつくったり、相談を受けたりするしくみを充実します

- ◆基幹相談支援センターを中心に、相談支援の専門の人と一緒に、障害者がくわしい相談を受けたりするしくみを充実します。

## 障害者のいろいろな思いを受けとめて、質のよいサービスが使えるようにしくみを充実します

- ◆障害者が質のよいサービスが使えるように、サービスへの報酬請求の間違った注意や、大阪府などと一緒にサービスがよくなるように指導をおこなったりします。



## ②サービスを増やし、質をよくしていくための取り組み

### 訪問のサービス

- ◆障害者の自宅を訪問して生活を手助けするサービス（ホームヘルプなど）の利用者を増やします。
- ◆障害の種類や障害者の状態に合わせて、サービスが利用できるように、サービスの質をよくします。
- ◆サービスをおこなうヘルパーなどの人が、サービスについて学ぶ機会を増やして、サービスの質がよくなるようにします。
- ◆サービスをよくしようと取り組んでいる事業所を表彰するなど、サービスをおこなう人を増やし、働き続けられるよう支えるしくみを充実します。

### 通いのサービスやショートステイなど

- ◆障害者が事業所に通って手助けを受けたり、働いたり、いろいろな活動をするサービス（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型など）の利用者を増やします。
- ◆障害者が短い期間、泊まりで手助けを受けるサービス（ショートステイ）の利用者を増やします。
- ◆医療の必要な障害者なども利用できる事業所を増やします。
- ◆サービスに関わる人や事業所が協力して、サービスの質をよくしていくために取り組みます。
- ◆働くことを手助けするサービスの事業所では、企業などに就職する障害者を増やしたり、工賃を上げたりできるように取り組みます。
- ◆障害者が仕事を辞めずに働く手助けをするサービスの事業所で、利用者が定着できるように、障害者就業・生活支援センターを活用していきます。
- ◆ショートステイについては、家族の急病などで急に必要になったときでも、利用しやすいようにしくみを充実します。また、医療の必要な障害者なども利用しやすいようにします。

## 住まいのサービス

- ◆ 障害者の住まい（グループホーム）の利用者を増やします。
- ◆ グループホームは、サービスの質をよくして、重い障害のある人でも利用できる場所を増やすための取り組みをします。
- ◆ 障害者のいろいろな思いを受けとめて、質のよいサービスが使えるように、グループホームのサービスに関わる責任者などに研修をおこないます。

## 相談のサービス

- ◆ 障害者が必要なサービスを安心して使うことができるように、相談のサービスの利用者を増やし、相談のしつこくみを充実します。
- ◆ 障害者がサービスを使うための計画をつくる人を育て、増やします。そのために、相談のサービスについて学ぶ機会を増したり、サービスに関わる人が協力して、サービスの質がよくなるようにします。
- ◆ 施設から出て地域で生活する障害者を増やすため、本人や家族、施設で働く人に説明し、理解してもらおうようにします。また、その後も続けて生活できるように支えていきます。

## 地域での生活を支えるいろいろなサービス

- ◆ 障害者の地域での生活を支えるさまざまな取り組みを充実します。これには、障害者の権利を守るためのサービス（成年後見制度利用支援事業）や、聴覚障害のある人などのコミュニケーションを手助けするサービス（意思疎通支援事業）、障害者が日常生活に必要な用具をもらえるようにするサービス（日常生活用具等給付事業）、障害者の外出を手助けするサービス（移動支援事業）など、いろいろなものがあります。
- ◆ 重い障害のある人が社会に参加できるように、学校で学んだり、就職するために必要な手助けをします。

## 4 しょうがいじ ふくし とりく 障害児の福祉で取組むこと

### けいかく もくひょう ①計画の目標

この計画では、令和5年度が終わるまでに、次のことができるように取組みます。

#### しょうがいじ ちいき せいかつ はったつ ささ 障害児の地域での生活や発達を支えるしくみをつくります

- ◆ しょうがいじ はったつ てだす 障害児の発達を手助けするセンターをつくります。（これを、「じどうはったつしえん児童発達支援センター」といいます。さかいし堺市では、そのようなところをしょうわ ねん がつ昭和49年4月につくりました。）
- ◆ ほいくじょ保育所などを訪問してしょうがいじ はったつ てだす障害児の発達を手助けする「ほいくしょうほうもんしえん保育所等訪問支援サービス」を利用できるようにします。（さかいし堺市では、そのようなじぎょうしょ事業所が5か所ありますが、あと2か所しよふ増やします。）
- ◆ しょうがいじ かよ障害児が通って、はったつ てだす う発達の助けを受けるサービス（じどうはったつしえん ほうかごとう児童発達支援、放課後等サービス）のじぎょうしょ事業所で、おもい しょうがい重い障害のある子どもが利用できるところをつくります。（さかいし堺市では、そのような事業所が6か所ありますが、あと3か所しよふ増やします。）
- ◆ いりょう ひつよう医療の必要な障害児の発達を手助けしたり、ちいき あんしん せいかつ地域で安心して生活できるしくみづくりを進めるため、かんけい ひと あつ関係する人が集まって話し合う場をつくります。（さかいし堺市では、平成30年度に話し合う場をつくりました。れいわ ねんど ふくし いりょう令和2年度に福祉、医療のコーディネーターが1人ずつ集まっています。）

## ②サービスを増やし、質をよくしていくための取り組み

### 障害児のためのサービス

- ◆障害児が通って、発達の手助けを受けるサービス（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）の利用者を増やします。
- ◆保育所などを訪問して障害児の発達を手助けするサービス（保育所等訪問支援）の利用者を増やします。
- ◆障害児が必要なサービスを安心して使うことができるように、障害児相談のサービスの利用者を増やし、相談のしくみを充実します。
- ◆医療の必要な障害児の発達を手助けしたり、地域で安心して生活できるようにするため、いろいろなサービスなどの組み合わせ方を考えたり整えたりする人（コーディネーター）を新しく置きます。
- ◆障害児のサービスに関わる人や事業所が協力して、サービスの質をよくしていくために取り組みます。

### 発達障害に関するサービス

- ◆発達障害のある人を手助けしたり、地域で安心して生活できるようにするためのしくみづくりに取り組みます。
- ◆発達障害について、みんなが知って、正しく理解できるようにします。また、相談できるところがわかるよう、みんなに広めます。
- ◆堺市の「発達障害者支援センター」で、発達障害のある人を支えるいろいろな取り組みをします。また、ほかの支援施設・事業所への支援を充実します。
- ◆発達障害の医療を受けやすくするために、発達障害を診療する病院を増やし、充実させます。

## 「堺市子ども・子育て支援事業計画」との協力

- ◆堺市の子どもや子育てのことについて、「堺市子ども・子育て支援事業計画」という計画がつくられています。障害のある子どもも、障害のない子どもも一緒に、堺市の中ですこやかに成長していけるように、この計画と、「堺市子ども・子育て支援事業計画」の2つの計画が、力を合わせて取組みを進めます。
- ◆施設や事業所への障害のある子どもの受け入れを進めていきます。
- ◆障害のある子どもや家族の生活を支えるための取組みを充実します。
- ◆発達障害のある子どもについては、4・5歳児発達相談をおこなうなどして、早期に発見し、支えるしくみを充実します。

## 5 この計画の進め方

- ◆この計画は、堺市が中心になって取組みを進めていきますが、障害者のよりよい暮らしを支えていくためには、障害者のみなさん自身や、障害者サービスの事業所の人、地域の人など、いろいろな人が協力することが大切です。みんなで力を合わせてこの計画を進めていきます。
- ◆この計画をしっかりと進めていくために、この計画に関わる人たちが集まる場で、計画について話し合ったり、障害者のみなさんに意見を聞くなどして、計画の進み具合をチェックしていきます。
- ◆堺市のホームページなどを使って、この計画を広く市民に知らせていきます。障害者のみなさんにも、いろいろな機会を利用してこの計画の内容についてお知らせしていきます。